

新潟県建築基準法施行細則及び新潟県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第26号

新潟県建築基準法施行細則及び新潟県景観規則の一部を改正する規則  
(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(地区建築主事の分掌事務) 第3条 (略) 2 地区建築主事は、政令第138条第1項及び第4項に掲げる工作物の確認に関する事務を行う。 3～6 (略)	(地区建築主事の分掌事務) 第3条 (略) 2 地区建築主事は、政令第138条第1項及び第3項に掲げる工作物の確認に関する事務を行う。 3～6 (略)
(閲覧場所) 第26条 省令第11条の3第3項の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、本庁建築主事の確認に係るものにあつては土木部都市局建築住宅課、地区建築主事の確認に係るものにあつては当該建築物又は工作物の所在地を所管する地域振興局とする。	(閲覧場所) 第26条 省令第11条の4第3項の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、本庁建築主事の確認に係るものにあつては土木部都市局建築住宅課、地区建築主事の確認に係るものにあつては当該建築物又は工作物の所在地を所管する地域振興局とする。
(閲覧時間等) 第27条 (略) 2 (略) 3 土木部都市局建築住宅課長又は地域振興局長は、省令第11条の3第1項に規定する書類(以下「概要書等」という。)の整理等のため必要と認められた場合は、臨時に休日を定め、又は第1項の規定にかかわらず閲覧時間を変更することができる。 4 (略)	(閲覧時間等) 第27条 (略) 2 (略) 3 土木部都市局建築住宅課長又は地域振興局長は、省令第11条の4第1項に規定する書類(以下「概要書等」という。)の整理等のため必要と認められた場合は、臨時に休日を定め、又は第1項の規定にかかわらず閲覧時間を変更することができる。 4 (略)

(新潟県景観規則の一部改正)

第2条 新潟県景観規則(令和2年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(届出を要しない行為の規模等) 第6条 条例第9条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。 (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項各号に掲げる工作物、同条第2項各号に掲げる工作物及び同条第4項各号に掲げる工作物 (2)・(3) (略) 2～4 (略)	(届出を要しない行為の規模等) 第6条 条例第9条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。 (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項各号に掲げる工作物、同条第2項各号に掲げる工作物及び同条第3項各号に掲げる工作物 (2)・(3) (略) 2～4 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県建築基準法施行細則第26条及び第27条第3項の改正は、公布の日から施行する。